

米国環境保護庁、新 VGP 要求事項の導入を延期

(2018 年 12 月 11 日付更新情報)

こちらは、英文記事「[US EPA delays introduction of new VGP requirements until March 2019](#)」(2018 年 10 月 5 日付)の和訳の内容を更新するものです。

2018 年 12 月 4 日、米国大統領が署名して” Vessel Incidental Discharge Act” が成立しました。特に、その法律は、現行 2013 Vessel General Permit (VGP)の 2018 年 12 月 18 日を超えた後の有効性を延期しています。つまり、現在 VGP の適用を受けていない船舶の運航者は、2018 年 12 月 18 日以降も、引き続き Notice of Intent を提出することができます。



米国環境保護庁(EPA)から、2008 年に最初の Vessel General Permit (VGP 1.0)が発行され、その後、2013 年に、2 回目の許可有効期限日を 2018 年 12 月 18 日とした(VGP 2.0)が再発行されました。2018 年 10 月 10 日には、EPA は、新しい VGP 3.0 の導入が遅れたこと、そして現行の VGP2.0 を 2019 年の春まで行政的に継続することの決定を確定するという内容の[ポリシーレター](#)を発行しました。

その際、メンバーの皆様には VGP2.0 が失効する 2018 年 12 月 18 日以降は Notice of Intent (NOI)の提出はできないとお知らせしましたが、“[Vessel Incident Discharge Act](#)” (VIDA)が先頃成立したことにより、この失効日は適用されなくなりました。したがって、現行の VGP2.0 の下で船舶を運航している船主ならびに運航者は、新しい VGP3.0 が発行・施行されるまでは VGP2.0 の要求事項を遵守することが求められます。その際の注意点は以下の通りです。

- **現在既存の VGP 2.0 の適用対象船舶**は、追加の手続きなしでそのまま行政的継続扱いとなる。
- 建造中の船舶やこれまで米国水域での運航実績がないなど**現在 VGP の適用を受けていない船舶**の許可申請手続きに変更はない。その様な船舶の船主もしくは運航者は、スムーズな適用を受けるために、排水を行う少なくとも 7 日前までに、記入漏れがなく正確な NOI を提出しなければならない。

新しい VIDA では、EPA が船舶からの汚染物質の排出基準を制定する責任を負い、そして、USCG がその基準を命じ、施行し、実施する責任を負います。EPA が新しい規制を公布するまでに 2 年間の猶予があり、公布の決定が下されるまでは現行の VGP2.0 が効力を持ち続けます。しかしながら、現在 VGP2.0 の適用を受けている船舶の運航者は、運航船舶が有効な NOI を保持しているか、再度確認すべきだと通知しています。各船の NOI の状況はオンラインの検索ツール (<https://ofmpub.epa.gov/apex/vgpenoi/f?p=vgp:Search>) にて確認できます。

この機会に、2018 年度の有効な NOIs を保持する船舶を所有されているメンバーの方々が、2019 年 2 月 28 日までに、2018 年度の Annual Reports を EPA へ提出する必要がある事も、再度お知らせいたします。

VGP 「早わかり」

VGP は、全長 79 フィート以上の商船による米国領海での偶発的な排水と、あらゆる大きさの商船によるバラスト排水に関して適用されます。また、バラスト水、甲板上の流水、ビルジ水、雑排水といった排水種類別の排水上限量や、すべての接水部における環境対応型潤滑油 (EAL) の利用要件なども含みます。

船団内の船舶は個別に許可を受けねばならず、総トン数 300 トン数以上または 8 立方メートル以上のバラスト水を保持・排水する能力をもつ船舶には NOI の要求事項が適用されます。

運航者は船舶ごとに、VGP の有効期間中、毎年、Annual Report を電子的方法で提出する必要があります。Annual Report は、それぞれの暦年毎に作成していなければならない、翌年の 2 月 28 日までに提出する必要があります。

VGP の概要、要求事項のほか、NOI や Annual Report の提出方法といった実務関連情報が EPA のウェブサイト "Vessel Discharges" でご覧いただけます (<https://www.epa.gov/npdes/vessels>)

2013 年 12 月発行の [Member Circular No. 16/2013](#) にも参考情報が掲載されています。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。